

# 浄化槽維持管理費補助金

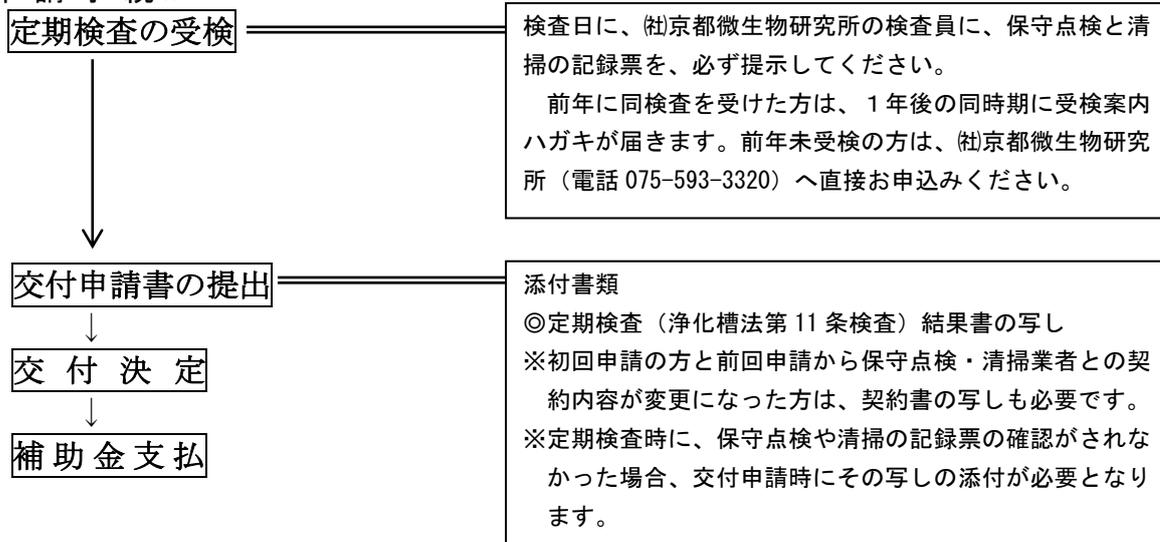
《制度概要》 し尿と台所や風呂などの生活雑排水を一緒に処理する浄化槽(単独処理浄化槽を除く)を適正に維持管理されている浄化槽管理者に対し、その維持管理費用の一部を助成します。

《補助対象》

- 1) 対象者…・本市に住所を有している方
  - ・浄化槽の保守点検（年3回以上）及び清掃（年1回以上）を適正に実施している方
  - ・定期検査（浄化槽法第11条検査）（年1回）を受けている方
  - ・市税を滞納していない方
- 2) 区 域…公共下水道供用開始区域以外の地域
- 3) 住 宅…専用住宅（店舗等併設の場合は、総床面積の1／2以上が住宅の場合  
は対象）
  - ※別荘等居住されていない住宅は対象になりません。
- 4) 浄化槽…関係法令に適合する処理対象人員10人以下の浄化槽
  - ※し尿のみを処理する単独処理浄化槽は対象になりません。

《補助金》 1基当たり年1回2万円

《申請手続》



《申請受付》 定期検査後に申請書等を下記の担当窓口へ提出してください。申請期限は、定期検査後1年間ですので、お早めの申請をお願いします。

※申請の時期は、定期検査（浄化槽法第11条検査）終了後、(社)京都微生物研究所から『浄化槽法第11条検査結果書』がご自宅に届いたとき以降が申請日です。

市役所（市民環境部）での申請手続	郵送による申請
以下を持参いただき、申請書等に記載願います。 ・定期検査（浄化槽法第11条検査）結果書写し ・補助金振込口座の通帳 ・印鑑	申請書等を市役所市民環境課、各地区連絡所、市ホームページから入手いただき、必要書類を添付の上、申請書等を送付願います。

《担当窓口》 市民環境部 市民環境課 環境衛生係 45-1617